



ハンセン病とは

ハンセン病は病原性の弱い細菌による感染症です。発病すると、手足などの末梢神経が麻痺するといった症状が現れることがあります。しかし、現在の日本の衛生状態などを考えると、感染して発病することはほとんどありません。たとえ発病しても、早期発見と適切な治療によって、後遺症を残すことなく治るようになっていきます。

今なお残る偏見・差別の苦しみ

かつて、ハンセン病患者は当時の「癩予防法」に基づき、療養所に収容され、隔離されていました。国や県は住民と一体となって患者を地域から排除する「無らい県運動」を行い、その結果、患者や家族への偏見や差別が強まりました。ハンセン病が治療できるようになり、隔離政策が終了した今でも、多くの元患者と家族は、過去の偏見や差別による心の傷を抱え、過去を隠して暮らしています。

一人ひとりの人権が守られる社会に向けて

偏見や差別をなくすためには、正しい知識を持つこと、自分のこととして相手の気持ちを想像していただくことが大切です。ハンセン病問題を通して、私たちが暮らす社会と人権について考えてみませんか。

「ハンセン病に関する正しい知識を普及する月間」パネル展・作品展

日時：令和7年6月11日（水）～23日（月）
場所：県立図書館

ハンセン病元患者家族に対する補償金制度について

ハンセン病元患者ご家族が被った精神的苦痛に対する感謝として、国から補償金が支給されます。お心当たりのある方は下記の相談窓口にご連絡ください。

請求期限は令和11年11月21日までです。

厚生労働省 補償金担当窓口 ☎03-3595-2262
受付時間 10:00～16:00（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く）

問い合わせ 県地域保健課 電話：098-866-2215 FAX：098-866-2241

「沖縄県プラスチック問題の取組に関する指針 ～プラごみを減らして守れ！うちなー美ら海～」を策定しました！



指針を策定しました！

県では、海洋プラスチックごみ問題を引き起こし、地球温暖化の一因となるプラスチック問題について、行政、県民、事業者などの主体が一体となって取組を推進するため、「沖縄県プラスチック問題の取組に関する指針」を令和7年3月に策定しました。

同指針の普及を図り、県民のライフスタイルの見直しや意識の醸成に取り組んでいきます。



わたしたちにできること

きれいな沖縄の海を守るため、プラスチック問題の解決のために必要な取組が、3R + Renewableです。

3つのRとRenewableに取り組んでいくことは、県のプラスチック問題解決のためにとても大切です。

3R + Renewableを意識して、プラスチックを賢く使い、ごみとして出す量を減らしていきましょう！

スリーアール



- Reduce：ごみの発生を減らすこと
- Reuse：繰り返し使うこと
- Recycle：再生利用すること

リニューアブル
Renewable

- Renewable：再生可能な資源を使うこと

今日からやってみよう！

- へらす
 - 「もらうこと」をへらす
 - 「使い捨てること」をへらす

- えらぶ
 - リサイクルされたプラスチックやプラスチック以外の商品など、環境にやさしいものを選びましょう！



沖縄県環境部
環境整備課
ホームページ

問い合わせ 環境整備課 電話：098-866-2231



6月1日から
7日までは

水道週間

透き通る
誇れる水に
感謝する

